

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成28年6月22日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成28年6月22日(水)
午後6時30分から午後7時まで
- 2 開催場所 東海村役場庁議室
- 3 会議に付議した事件
議案第51号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの執行について
議案第52号 参議院議員通常選挙における選挙人名簿への補正登録について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 岡部 聡 書記長補佐 山口 正弘
書記 大杉 美香 書記 根本 みゆき
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議事の概要は次のとおりである。

開会 午前9時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。また、くじの執行の立会人の方々につきましてもお疲れ様です。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 ただ今から、公職選挙法第175条第3項の規定により、参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを執行いたします。

なお、くじ執行の立会いを希望する公職の候補者又はその代理人の方がおりませんので、同条第8項の規定により茨城県選挙管理委員会が定める「公職選挙法による選挙運動等に関する規程」第64条第2項の規定により読み替えて準用する同規程第63条第3項に基づき、東海村総務部人事課の小川職員と東海村村長公室企画経営課の草山職員を、くじ執行の立会人に選任します。

それでは、くじの執行を書記に行わせることとします。

○岡部書記長 本日、午後5時をもちまして、参議院茨城県選挙区選出議員選挙の立候補の届出が締め切られ、6名の届出があり、選挙を行うこととなりました。

よって、先ほど、委員長から御説明がありましたとおり、公職選挙法第175条第3項の規定により、期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所における氏名等掲示の掲載順序を、くじにより決定いたします。

なお、候補者の氏名の記載順序は、右端を第1位、左端を第6位と定め、くじを執行いたします。

また、くじの執行については、まず、本日、立候補を届け出た順番により、くじを引く順番を定めるためのくじ（仮くじ）を行い、次に、仮くじにより定められた順番により、氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ（本くじ）を行います。

執行に当たりましては、山口書記長補佐にくじを引かせることとします。

それでは、まず、くじを引く順番を定めるためのくじ（仮くじ）を行います。くじ棒が1番から6番までであること、及びくじ入れが空であることを御確認ください。

～仮くじ執行～

次に、今、仮くじにより定められた順番により、氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ（本くじ）を行います。くじ棒が1番から6番までであること、及びくじ入れが空であることを御確認ください。

～本くじ執行～

○**本多委員長** ただいまの結果、参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所における氏名等掲示の掲載順序は、第1位「ぐんじ彰候補」、第2位「むとうゆう子候補」、第3位「岡田広候補」、第4位「小林きょう子候補」、第5位「石原じゅん子候補」、第6位「中村こうき候補」と決定いたしました。

以上をもちまして、参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの執行を終了いたします。

引き続き、本日の議案に入ります。本日の議案は、第24回参議院議員通常選挙に係るものが2件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、まず、「議案第51号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの執行について」事務局より説明をお願いいたします。

○**山口書記** 議案第51号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により、平成28年7月10日に執行される参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序について、先ほど執行したくじの結果により別紙のとおり定めるものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第51号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの執行について」事務局から説明がありましたが、質疑がありまし

たらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第51号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第52号 参議院議員通常選挙における選挙人名簿への補正登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第52号は、公職選挙法第26条の規定により、参議院議員通常選挙における選挙人名簿に登録される資格を具備している者であって選挙人名簿に登録されていない者について、次のとおり選挙人名簿に補正登録登録するものです。

選挙人名簿・在外選挙人名簿登録者数の管理につきましては、電算処理業者からの有権者数をもとに報告を行っておりまして、当該業者から、6月21日の選挙時登録後に法第21条第2項該当の追加登録者がいるとの連絡を受け、当該者について名簿登録要件等を確認したところ登録すべき者であったため、茨城県選挙管理委員会へも報告し、対応を協議したところです。その結果、補正登録により対応すべきとの結論に至ったため、本日選挙管理委員会に議案としてあげさせていただいた次第です。

なお、今回このようなことが発生した理由としては、公職選挙法の改正に伴い新たに登録となる法第21条第2項該当者の抽出について電算処理業者のシステムに不具合があったためであり、当該システムについては、既に改修されておりますので、今後同様の事態が発生しないことについて確認をしております。

○本多委員長 ただ今、「議案第52号 参議院議員通常選挙における選挙人名簿への補正登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○本多委員長 議案第52号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○岡部書記長 今後の予定ですが、6月27日に白バラ会によります参院選のキャラバン啓発がありますので、選挙管理委員の皆さまにおかれましても出席をよろしくお願いいたします。

なお、次回の選挙管理委員会は7月3日を予定しておりますが、新しい任期による選挙管理委員会になりますので、菊池委員につきましては、選挙管理委員会への出席は本日が最後となります。菊池委員におかれましては、今まで大変お世話になり、心より御礼申し上げます。

○本多委員長 以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後7時